

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

R5年6月29日

金沢市長 殿

届出者住所 金沢市乙丸町甲211番地
氏名 株式会社鳴和電気商会
代表取締役 宮下 誠次
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 076-252-2388

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 鳴和電気商会		
保管事業場の所在地	金沢市乙丸町甲211番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 宮下 誠次	電話番号	076-252-2388
保管の場所	金沢市乙丸町甲211番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月		表示記号等	台数又は容器の数		総重量 （1台当たり重量×台数）	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別		

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) D票

交付年月日	2023年4月2日	交付番号	60000120736	整理番号		交付担当者	氏名 宮下 華奈子
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社鳴和電気商会	住所 〒920-0807 石川県金沢市乙丸町甲211番地	電話番号 076-252-2388	事業場 (排出事業場)	名称 株式会社鳴和電気商会	所在地 〒920-0807 石川県金沢市乙丸町甲211番地	電話番号 076-252-2388
	種類 PCB等	産業廃棄物の名称 PCB廃棄物	数量 (及び単位) コンテナ 2台		荷姿 漏れ防止型金属容器にて運搬	有害物質等 PCB等	処分方法 洗浄・分離・分解
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称 / 所在地 / 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬受託者 (区間1)	氏名又は名称 日本通運株式会社	住所 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町2番地	電話番号 03-6251-1275	運搬先の事業場	名称 日本通運(株)北陸西支店 国際物流事業所 金沢港海運課	所在地 〒920-0211 石川県金沢市湊3丁目5番地2	電話番号 076-238-5915
	氏名又は名称 日本通運株式会社	住所 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町2番地	電話番号 03-6251-1275	<input type="checkbox"/> 処分施設 <input checked="" type="checkbox"/> 積替保管	名称 日本貨物鉄道株式会社 金沢貨物ターミナル	所在地 〒920-0005 石川県金沢市高柳町5-1-1	電話番号 076-251-3386
運搬受託者 (区間3)	氏名又は名称 日本貨物鉄道株式会社	住所 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号	電話番号 03-5367-7388	運搬先の事業場	名称 日本貨物鉄道株式会社 車両庫	所在地 〒050-0061 北海道室蘭市日の出町1丁目	電話番号 0143-44-5437
運搬受託者 (区間4)	氏名又は名称 日本通運株式会社	住所 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町2番地	電話番号 03-6251-1275	運搬先の事業場	名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所	所在地 〒050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7	電話番号 0143-23-7007
処分受託者	氏名又は名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	住所 〒106-0014 東京都港区芝一丁目7番17号	電話番号 03-5765-1911	積替え又は保管	名称 所在地 〒 電話番号		
運搬の受託 (区間1)	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株)	(運搬担当者の氏名) 川口 聖太郎	(受領欄)	運搬終了年月日	2023年4月21日	有価物拾集量	数量 (及び単位)
運搬の受託 (区間2)	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株)	(運搬担当者の氏名) 丸元 俊夫	(受領欄)	運搬終了年月日	2023年4月21日	有価物拾集量	数量 (及び単位)
運搬の受託 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株)	(運搬担当者の氏名) 木下 大吾	(受領欄)	運搬終了年月日	2023年4月24日	有価物拾集量	数量 (及び単位)
運搬の受託 (区間4)	(受託者の氏名又は名称) 日本通運(株)	(運搬担当者の氏名) 宮下 華奈子	(受領欄)	運搬終了年月日	2023年4月27日	有価物拾集量	数量 (及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) JESCO 加藤 正実	(処分担当者の氏名)	(受領欄)	処分終了年月日	2023年6月15日	最終処分終了年月日	年 月 日
最終処分を行った場所	名称 / 所在地 / 電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						
備考・通信欄	照合確認 R5B2 R5年4月27日 B4 " " " " 日 B6 " " " " 日 B8 " " " " 日 D " " 6月28日 年 月 日						

処分業者 ↓ 排出事業者

(積替用) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	年 月 日	交付番号	60000120740	整理番号		交付担当者	氏名
事業(排出者)	氏名又は名称	株式会社嶋和電気商会		事業(排出事業場)	名称		
	住所	〒920-0807	電話番号 076-252-2396	事業場	所在地 〒920-0807 電話番号 076-252-2396		
産業廃棄物	種類	PCB等		数量(及び単位)	荷姿 漏れ防止型金属容器にて運搬		
	産業廃棄物の名称	PCB廃棄物		有害物質等	処分方法 洗浄・分離・分装		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬受託者(区間1)	氏名又は名称	日本通運株式会社		運搬先の事業場	名称		
	住所	〒101-0024	電話番号 03-6251-1275	事業場	所在地 〒920-0211 電話番号 076-238-5915		
運搬受託者(区間2)	氏名又は名称	日本通運株式会社		運搬先の事業場	名称		
	住所	〒101-0024	電話番号 03-6251-1275	事業場	所在地 〒920-0006 電話番号 076-251-3396		
運搬受託者(区間3)	氏名又は名称	日本貨物鉄道株式会社		運搬先の事業場	名称		
	住所	〒151-0051	電話番号 03-6367-7399	事業場	所在地 〒050-0081 電話番号 0143-44-5437		
運搬受託者(区間4)	氏名又は名称	日本通運株式会社		運搬先の事業場	名称		
	住所	〒101-0024	電話番号 03-6251-1275	事業場	所在地 〒050-0087 電話番号 0143-23-7007		
処分受託者	氏名又は名称	中間貯蔵・環境安全事業株式会社		積替え又は保管	名称		
	住所	〒105-0014	電話番号 03-6765-1911		所在地 〒 電話番号		
運搬の受託(区間1)	(受託者の氏名又は名称)	(運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬終了年月日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
運搬の受託(区間2)	(受託者の氏名又は名称)	(運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬終了年月日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
運搬の受託(区間3)	(受託者の氏名又は名称)	(運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬終了年月日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
運搬の受託(区間4)	(受託者の氏名又は名称)	(運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬終了年月日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称)	(処分担当者の氏名)	(受領欄)	処分終了年月日	最終処分	最終処分終了年月日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) ㈱ マテック(第00140016404号) 5.6.5 株式会社 C & R(第00140085831号) 5.6.5						
備考・通信欄	八戸製錬(株)(第12271003873号) 5.6.13						

照合確認	B2	RS	年 4月 27日
	B4	"	年 月 日
	B6	"	年 月 日
	B8	"	年 月 日
	D	"	年 6月 5日
E	"	年 6月 28日	

(積替用) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

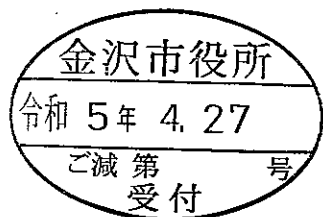
中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

R5年4月27日

金沢市長

殿



届出者住所 金沢市進和町15番地乙
 氏名 中野 進
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-291-2332

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	旧 甲野金工所		
保管事業場の所在地	金沢市 進和町 15番地乙		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	甲野 進	電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
5-001	コンデンサ	45μF	日産電機	KTD-5TR 456-W	1966		1	4.5kg	高	なし	有	分別	なし			
5-002	コンデンサ (3kg未満)		東亜工機 製作所			DF式	1	1.4kg	高	なし	有	分別	なし			

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

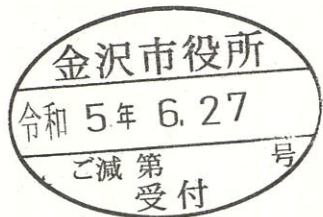
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

中高金支金保第554号
令和 5 年 6 月 27 日

金沢市長

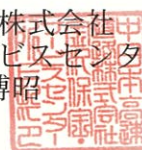
殿



届出者

住所 石川県金沢市神野町東170

氏名 中日本高速道路株式会社 金沢支社
金沢保全・サービスセンター
所長 前田 博昭
電話番号 076-249-8111



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 4 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	中日本高速道路株式会社 金沢支社 金沢保全・サービスセンター		
保管事業場の所在地	石川県金沢市神野町東170		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	施設担当課係長 鷲見 海王	電話番号	076-249-8111
保管の場所	石川県金沢市田中町は57-1 【高速自動車国道 北陸自動車道 金沢高架橋 下】		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
3-001	その他 (塗膜くず)							2 缶	26.2 kg	低濃度	ペール缶	囲い有、掲示有	分別	なし		PCB濃度 0.60mg/kg
4-001	その他 (塗膜くず)							21 缶	4381.0 kg	低濃度	ドラム缶	囲い有、掲示有	分別	なし		PCB濃度 1.40mg/kg

4-002	その他 (塗装工事用 資機材)							53 缶	3101.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
4-003	その他 (塗膜くず)							40 缶	7316.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 .60mg/kg
4-004	その他 (塗装工事用 資機材)							30 缶	1745.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等
4-005	その他 (塗膜くず)							19 缶	1819.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度 1.70mg/kg
4-006	その他 (塗装工事用 資機材)							42 缶	2406.0 kg	低濃度	ドラム 缶	囲い 有、掲 示有	分別	なし		防護服・ フィル ター等

(日本産業規格 A列4番)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	【該当無し】											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

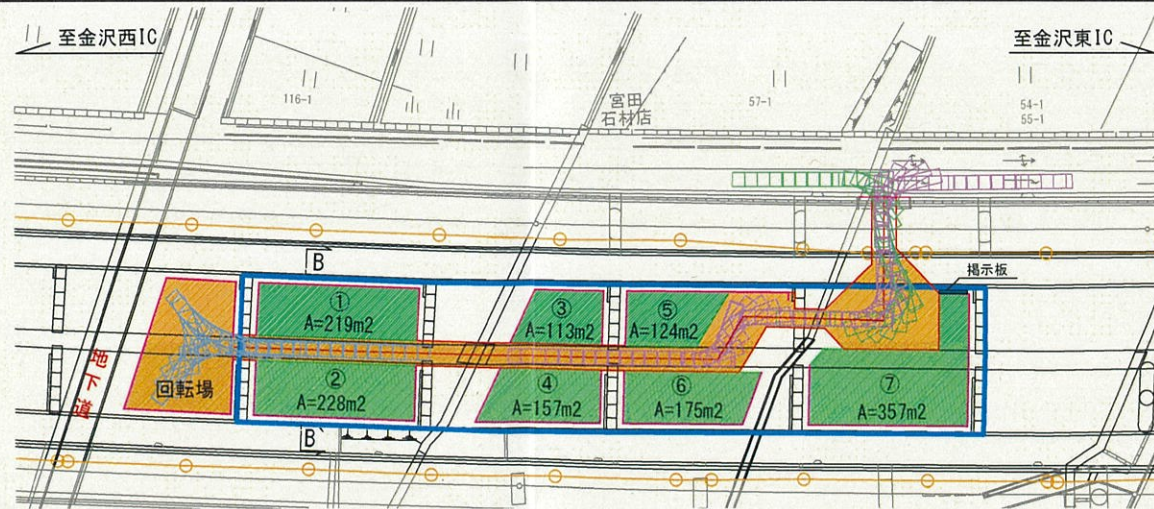
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

低濃度PCB保管管理表(保管場所:金沢高架橋下P54~P58間)

工事名					工事名					工事名					業務名									
北陸自動車道 金沢高架橋他1橋塗替塗装工事					北陸自動車道 梯川橋塗替塗装工事					北陸自動車道(特定更新等) 加賀IC~片山津IC間床版取替工事(その1)					金沢支社管内道路保全管理業務(橋梁塗膜成分分析)									
受注者			保管場所⑤		受注者			保管場所③		受注者			保管場所①		受注者			保管場所⑤						
株式会社 佐野塗工店					株式会社 内田商会					株式会社ピーエス三菱・株式会社安部日鋼工業JV					中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社									
発生橋梁					発生橋梁					発生橋梁					発生橋梁									
伏見川第二橋					上り 梯川橋					上り 鴨池橋					上り 大聖寺川橋・梯川橋、上下 田尻川橋									
番号	搬入日	塗膜くず(t)	缶数	資機材等(t)	缶数	番号	搬入日	塗膜くず(t)	缶数	資機材等(t)	缶数	番号	搬入日	塗膜くず(t)	缶数	資機材等(t)	缶数	番号	搬入日	塗膜くず(t)	缶数	資機材等(t)	缶数	
		番号4-001		番号4-002				番号4-003		番号4-004				番号4-005		番号4-006				番号3-001				
1	2022.09.05	3.614	17	0.548	8	1	2022.08.30	2.351	15	0.132	3	1	2022.11.08	1.252	16	0.29	3	1	2022.3.8	0.0026	2			
2	2022.09.28	0.767	4	2.553	45	2	2022.09.12	2.415	12	0.155	3	2	2022.12.02	0.567	3	1.317	21	2						
3						3	2022.09.30	2.549	13	1.458	24	3	2022.12.09	0	0	0.799	18	3						
4						4						4							4					
5						5						5							5					
6						6						6							6					
7						7						7							7					
8						8						8							8					
9						9						9							9					
10						10						10							10					
11						11						11							11					
12						12						12							12					
13						13						13							13					
14						14						14							14					
15						15						15							15					
16						16						16							16					
17						17						17							17					
18						18						18							18					
19						19						19							19					
20						20						20							20					
計		4.381	21	3.101	53	計		7.315	40	1.745	30	計		1.819	19	2.406	42	計		0.0026	2	0	0	
合計				7.482	74	合計				9.060	70	合計				4.225	61	合計				0.0026	2	
容器荷姿		200ℓオープンヘッドドラム缶				容器荷姿		200ℓオープンヘッドドラム缶				容器荷姿		200ℓオープンヘッドドラム缶				容器荷姿		20ℓペール缶				

全体数量				
塗膜くず	13.5176	t	82	缶
資機材等	7.252	t	125	缶
合計	20.7696	t	207	缶



保管場所⑤

工事名	北陸自動車道 金沢高架橋他1橋塗替塗装工事
受注者	株式会社 佐野塗工店
発生橋梁	伏見川第二橋

保管廃棄物①

番号	4-001
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	4-002
廃棄物の種類	その他(塗装工事用資機材) 防護服・フィルター等

保管写真



分析試験結果報告書

分析試験結果報告書

D1800300
2018年10月1日

依頼者 中日本ハイウェイメンテナンス株式会社 課長
調査件名 塗膜含有物成分分析

採取日 2018年7月20日
検査箇所 伏見川第二橋
検査区分 汚染
検定方法

JFEテクノリサーチ株式会社
分析センター 中日本道路センター
〒230-0346 東京都中央区新富1-1-1
TEL:03-5561-3333 FAX:03-5561-3344

※併せて検体のごさいしと土質試験について
分析試験した結果はこちらの添付です。

検体名	汚染物質の種類	単位	濃度
<検体名> 金沢13C 伏見川第二橋 コンクリート AS-AP275	1.4	mg/kg	0.01mg/kg

分析方法: 平成21年4月(1)に制定された国土交通省(国土院)の「土質試験方法(土質試験)」(国土院発)に準拠して実施した。また、分析結果は「(土質試験)」(国土院発)に準拠して実施した。また、分析結果は「(土質試験)」(国土院発)に準拠して実施した。

分析試験者: 平塚 (〒900-0001) TEL: 011-833-0000

1.40 mg/kg >0.50mg/kg
≤100,000mg/kg
低濃度

保管場所③

工事名	北陸自動車道 梯川橋塗替塗装工事
受注者	株式会社 内田商会
発生橋梁	上り 梯川橋

保管廃棄物①

番号	4-003
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	4-004
廃棄物の種類	その他(塗装工事用資機材) 防護服・フィルター等

保管写真



分析試験結果報告書

分析試験結果報告書

111900343
2019年8月13日

御依頼者 中日本パブリックインフラサービス株式会社 株式会社 内田
社名 : 株式会社 内田商会

試料名 : 2019年8月 27日
採取者 :
分析機関 : 株式会社
検出方法 :

JFEテクノサービス株式会社
分析センター 環境評価センター
〒411-8581 愛知県刈谷市刈谷2丁目1-111号
TEL:056-456-0079 FAX:056-456-0084

※本報告書の有効性は上記条件が満たされていることを前提とし、異なる条件下での分析結果は保証されません。

試料名	検出成分	単位	下限値
<試料名> 塗膜くず 梯川橋 上り線 P13 A2	鉛	mg/kg	0.01mg/kg

分析条件: 分析機器: 鉛濃度測定装置(原子吸光光度計) 分析条件: 鉛濃度測定装置(原子吸光光度計)
測定方法: 原子吸光光度計(鉛濃度測定装置)による測定

※本報告書の有効性は上記条件が満たされていることを前提とし、異なる条件下での分析結果は保証されません。
お問い合わせ先: 株式会社 内田商会 環境評価センター 056-456-0079
〒411-8581 愛知県刈谷市刈谷2丁目1-111号

(株)内田商会 環境評価センター

0.60 mg/kg >0.50mg/kg
≤100,000mg/kg
低濃度

保管場所①

工事名	北陸自動車道(特定更新等) 加賀IC~片山津IC間床版取替工事(その1)
受注者	株式会社ピーエス三菱・株式会社安部日鋼工業JV
発生橋梁	上り 鴨池橋

保管廃棄物①

番号	4-005
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管廃棄物②

番号	4-006
廃棄物の種類	その他(塗膜くず) 防護服・フィルター等

保管写真



分析試験結果報告書

試験報告書

第 52210739 001 号
2022 年 8 月 3 日

株式会社ピーエス三菱 様

株式会社 **ピーエス三菱**

件名 北陸自動車道(特定更新等) 加賀IC~片山津IC間
床版取替工事(その1)
発生場所 鴨池橋 上り

試料の種類 塗膜

試料名	採取年月日	採取場所	実施	実施(代)	実施(代)	採取者
塗膜(その1)	2022/07/27					藤田洋行

御依頼を受けた試料についての試験結果を次のとおり報告致します。

試料名	検出値	検出単位	検出方法	検出下限値
揮発性有機化合物	1.7	mg/kg	気相揮発法(加熱脱着法)	0.31
鉛	170	mg/kg	原子吸光光度法	0.31
クロム	170	mg/kg	原子吸光光度法	0.31

備考 揮発性有機化合物は、揮発性有機化合物標準試験方法(気相)を適用して測定された値です。揮発性有機化合物標準試験方法(液相)を適用して測定された値は、揮発性有機化合物標準試験方法(液相)を適用して測定された値です。揮発性有機化合物標準試験方法(液相)を適用して測定された値は、揮発性有機化合物標準試験方法(液相)を適用して測定された値です。

1.70 mg/kg >0.50mg/kg
≤100,000mg/kg
低濃度

保管場所⑤

業務名	金沢支社管内道路保全管理業務(橋梁塗膜成分分析)
受注者	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社
発生橋梁	上り 大聖寺川橋・梯川橋、上下 田尻川橋

保管廃棄物①

番号	3-001
廃棄物の種類	その他(塗膜くず)

保管写真



分析試験結果報告書

分析試験結果報告書

01900345
2018年8月13日

御受取先 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋 株式会社
件名 塗膜有害物質分析業務

採取日 : 2018年5月 27日
採取者 :
採取区分 : 橋梁
検出方法 :

JFEテクノサービス 株式会社
分析ラボセンター 橋梁部センター
〒261-8511 愛知県岡崎市岡崎3丁目1-19
TEL:052-92979 FAX:052-924 0984

当社は「依頼」に基づいた上記検出結果について
分析結果を掲載させていただきます。

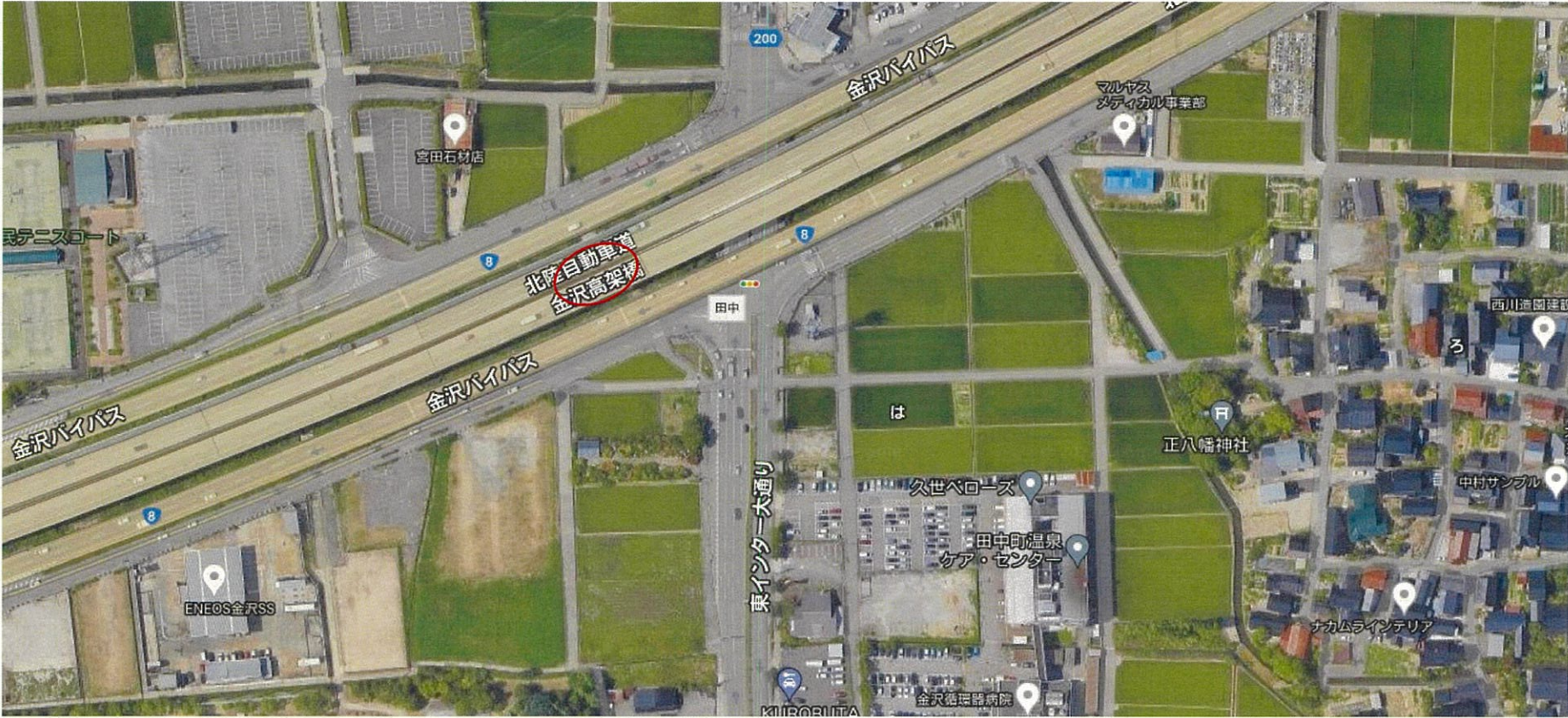
試料名	分析項目	単位	検出値
金沢18C 梯川橋 上り線 P13 A2	0.63	mg/kg	0.01mg/kg

分析結果: 本結果は「塗膜成分分析」に関する結果(部)であり、本結果は「有害物質」の検出結果を示しています。
 測定方法: 本結果は「塗膜成分分析」に関する結果(部)であり、本結果は「有害物質」の検出結果を示しています。
 検出値: 本結果は「塗膜成分分析」に関する結果(部)であり、本結果は「有害物質」の検出結果を示しています。
 検出値: 本結果は「塗膜成分分析」に関する結果(部)であり、本結果は「有害物質」の検出結果を示しています。
 検出値: 本結果は「塗膜成分分析」に関する結果(部)であり、本結果は「有害物質」の検出結果を示しています。

最高

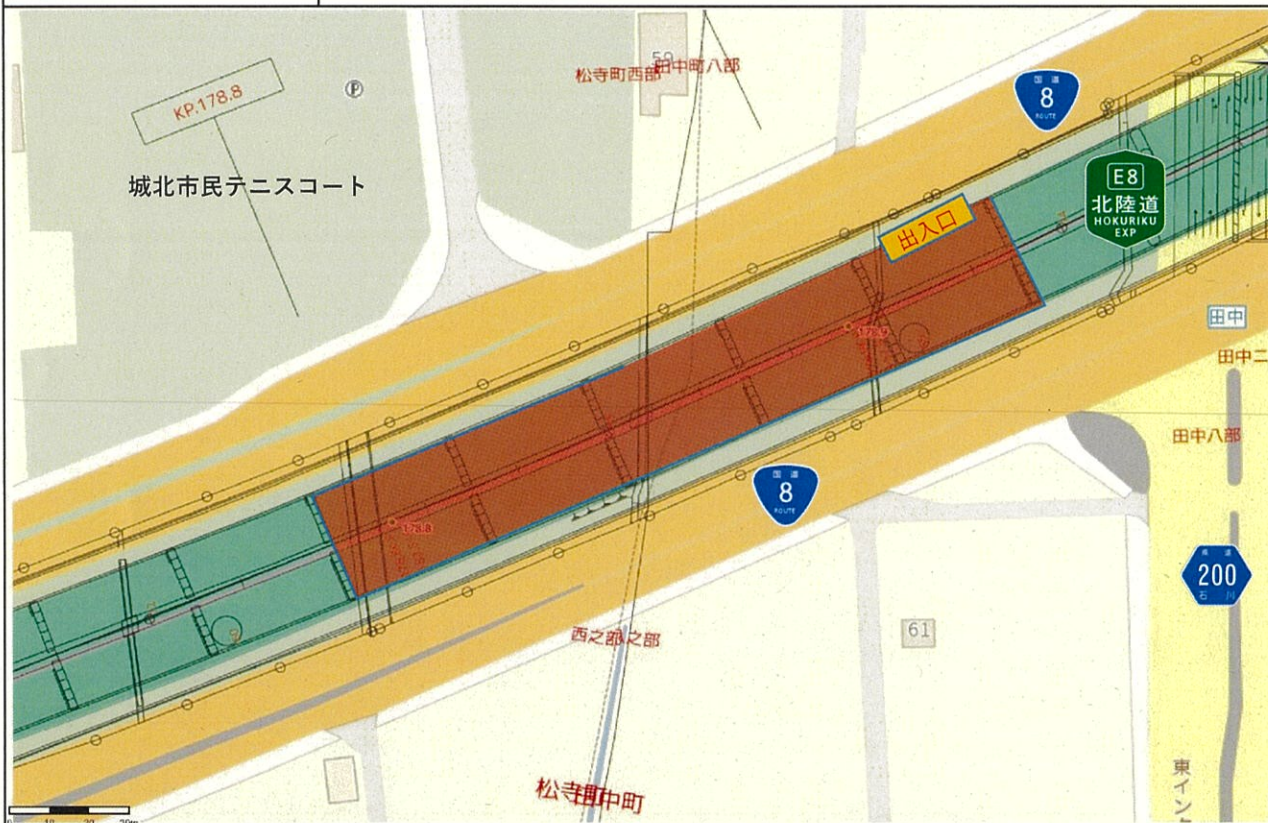
0.60 mg/kg > 0.50mg/kg
 ≤ 100,000mg/kg
低濃度

保管場所



低濃度PCB保管場所

保管事業場の名称	中日本高速道路株式会社 金沢支社 金沢保全・サービスセンター
保管事業場の所在地	石川県金沢市神野町東170番地
保管の場所	石川県金沢市田中町は57-1 【E8北陸道 金沢高架橋下】



1 / 846 Copyright NTTインフラネット株式会社 All Rights Reserved.

置場入口写真



保管場所内

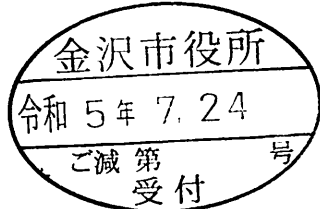


ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

平成 25 年 7 月 2 / 日

金沢市長

殿



届出者 住所 石川県金沢市間明町2丁目273番地
 有限会社 中元building
 氏名 代表取締役 中元将雄
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	中元ビル		
保管事業場の所在地	金沢市豊田8-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	(有)中元building 代表取締役 中元将雄	電話番号	090-9769-5367
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月		表示記号等	台数又は容器の数		総重量 (1台当たり重量×台数)	容器の性状	固い等の有無	分別混在の別		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
	変圧器 (トランス)	75kVA	松井電機 産業(株)	SNF -L00	1975	418 / 1104	1台	395kg	低濃度			2022 12・9	(株) 富山環境整備	2022 12・22	
	変圧器 (トランス)	30kVA	"	SNF -P00	1988	4435 0850	1台	145kg	●			"	"	"	

↓
PCB濃度 (0.5mg/Kg) 以下に付 PCB廃棄物に
該当せず

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所以る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所以る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

分析結果報告書

中元ビル

様

No. P5700029
令和4年10月11日

試料の区分	トランス
試料名	変圧器(型式:SNF-P00)
採取場所	中元ビル
採取年月日	令和4年9月29日
採取時間	10時00分
採取の区分	収集
採取者	一般財団法人北陸電気保安協会
特記事項	

計量証明事業登録 石川県 第1号(濃度)
株式会社 大和環境分析センター
〒920-0811 石川県金沢市小坂町中18番地4

株式会社 大和環境分析センター 事業本部
〒923-1258 石川県能美郡川北町三反田273
TEL 076-277-3733 FAX 076-277-3139

分析担当者 島村 唯



貴依頼による絶縁油中のPCB含有量分析に係る結果を次の通り報告します。

◆対象機器

製造者	松下電器産業株式会社		
型式	SNF-P00		
製造年	1988年		
製造番号	44350850		
定格容量	30kVA	受電電圧	6600V
総重量	145kg	総油量	33L

◆結果

分析項目	結果 (mg/kg)	判定基準 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	0.15未満	0.5以下	0.15
分析方法	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.2 (平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)		

【備考】

PCB濃度が処理の判定基準(0.5mg/kg)以下であるときは、PCB廃棄物に該当しない。

(平成17年12月19日 環産発第051219001号)

※収集・持込み試料の場合、試料名他採取情報は、ご依頼者のお申し出により、記入しました。

分析結果報告書

中元ビル

様

No. P5700030
令和4年10月11日

試料の区分	トランス
試料名	変圧器(型式:SNF-L00)
採取場所	中元ビル
採取年月日	令和4年9月29日
採取時間	10時00分
採取の区分	収集
採取者	一般財団法人北陸電気保安協会
特記事項	

計量証明事業登録 石川県 第1号(濃度)
株式会社 大和環境分析センター
〒920-0811 石川県金沢市小坂町中18番地4

株式会社 大和環境分析センター 事業本部
〒923-1253 石川県南砺郡川北町三反田273
TEL 076-277-3733 FAX 076-277-3139

分析担当者 島村 唯

貴依頼による絶縁油中のPCB含有量分析に係る結果を次の通り報告します。

◆対象機器

製造者	松下電器産業株式会社		
型式	SNF-L00		
製造年	1975年		
製造番号	41811104		
定格容量	75kVA	受電電圧	6600V
総重量	395kg	総油量	125L

◆結果

分析項目	結果 (mg/kg)	判定基準 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	6.1	0.5以下	0.15
分析方法	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.2 (平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)		

【備考】

PCB濃度が処理の判定基準(0.5mg/kg)を超えたときは、PCB廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。
(平成16年2月17日 環廃産発第040217005号)

※収集・持込み試料の場合、試料名他採取情報は、ご依頼者のお申し出により、記入しました。

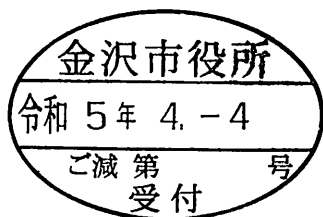
交付年月日	2022年2月9日	交付番号	80132018643	整理番号		交付担当者	氏名 アルバ (印) 藤井 智樹
事業 者 (排出者)	氏名又は名称 有限会社中元building			名称 中元ビル (3階建) 陸屋根/テナントビル			
	住所 〒 921-8005 電話番号 090-9769-5367 石川県金沢市間明町2丁目273番			所在地 〒 920-0997 電話番号 石川県金沢市賢町8番1			
産業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	Z ケ	鋼製容器	
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス コンクリート 陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称		
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	廃PCB等		
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等	処分方法	
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	PCB	焼却	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	特定産業廃棄物 備考・通称欄		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	石綿含有産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		水銀含有ばいじん等		
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 5000 混合廃棄物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		水銀使用製品産業廃棄物			
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最終処分 の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり						
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり * * * * *						
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備			名称 株式会社 富山環境整備			
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			所在地 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備			名称 * * * * *			
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			所在地 〒 電話番号 * * * * *			
運搬の受託	受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	株式会社 富山環境整備 伊藤 達也	受領欄	(伊藤)	数量(及び単位)	有価物拾得量	
処分の受託	受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名	(株)富山環境整備 石田 敦史	受領欄	(石田)	数量(及び単位)	最終処分	
	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			2022年2月2日		2022年2月2日	
最終処分を 行った場所	富山環境整備 富山県富山市婦中町吉谷3-3 TEL076-469-5356			照 合 確 認		年 月 日	

処分業者保存用 C-1票

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 年 月 日

金沢市長 殿



届出者
住所 有限会社中山商事中山歯科医院
氏名 中山商事
代表取締役 中山 俊江
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-222-3427

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社中山商事中山歯科医院		
保管事業場の所在地	石川県金沢市尾張町1丁目10-13		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	中山 俊江	電話番号	076-222-3427
保管の場所	一階電気室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること。

(例：「ドラム缶」、「なし」)。

13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



試験結果報告書

2022年8月4日

有限会社中山商事 中山歯科医院 様


2022年8月1日依頼による濃度に係る試験結果を次のとおりご報告します。

環境計量証明事業愛知県知事登録 第679号

株式会社 日本環境アセ

愛知県名古屋市中区下志段味横堤

TEL : 052-736-4111 FAX : 052-736-4117

分析所長 小渡由隆 

受付区分：送付

件名		低濃度PCB分析	
試験の対象		絶縁油	
試験の結果			試験方法
試料情報		PCB (mg/kg)	
試料No.	1	24	平成23年5月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物課 絶縁油中の微量PCBに関する 簡易測定法マニュアル 第3版2.1.1 「高濃度硫酸処理/シリカゲ ルカラム分画/キャピラリー ガスクロマトグラフ/電子捕 獲型検出器(GC/ECD)法」
製造社名	東京芝浦電気株式会社		
製品名	変圧器		
形式	PS6-6DP30E11		
製造番号	65622952		
製造年月	昭和40年12月		
容量	30kVA		
電圧	6600/105-210V		
総重量	217kg		
油量	54L		
採取年月日	2022年7月28日		
採取場所	石川県金沢市尾張町1丁目10-13		
試料採取者	一般財団法人北陸電気保安協会		
	金沢地区本部 金沢東サテライトオフィス		
備考			
<ul style="list-style-type: none"> 当重電機器は、環循規発第1910112号及び環循施発第1910111号(令和元年10月11日)により、絶縁油中PCB濃度が、ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準である0.5mg/kgを超えているのでPCB汚染物に該当します。 5000mg/kg以下は低濃度PCB汚染物、5000mg/kg超過は高濃度PCB汚染物です。 ※分析法検出下限値(MDL) : 0.15mg/kg			

低濃度
PCB



